<u>質問書に対する回答</u> 東京外環自動車道 市川北地区電線共同溝工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書 7. 関連施設その他との関係 (5)ガス、(水道)施設関係	『受注者の施工上の理由から移設を行う場合は受注者の負担で行うものとする』とありますが設計通りに敷設できない場合の移設費用は受注者の負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	設計通りに敷設できない場合の移設費用について、現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
2			特記仕様書20-9-2、20-9-3及び設計図面 287~293/330に基づきお考えください。